

津市放課後子どもプラン検討委員会設置要綱

平成20年5月26日

(設置)

第1条 本市における放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する上で放課後子どもプランの在り方等に関し広く意見を聴くため、津市放課後子どもプラン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後子どもプラン」とは、文部科学省が示す放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が示す放課後児童健全育成事業を一体的又は連携して実施する総合的な放課後対策事業をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 放課後子どもプランの在り方についての検討に関すること。
- (2) 放課後子どもプランの事業計画についての検討に関すること。
- (3) 放課後子どもプランの効率的な運営方法についての検討に関すること。
- (4) その他放課後子どもプランに関し必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。